

2022年8月18日

羽曳野市教育委員会
教育長 村田 明彦 様

大阪教育合同労働組合

執行委員長 増田俊道

特別執行委員 五十里元子



申し入れ書

政府は7月22日、元総理大臣の安倍晋三氏の「国葬」を閣議決定しました。

国葬についての基準となる法的根拠は、現在の日本にはありません。1947年に「国葬令」が失効して以降、国葬を行う法的根拠はないからです。

一個人の死去に対して弔意を示すことを通知することが、とりわけ公教育の現場で許されるものではなく、さらに、その通知が、法的根拠のないまま、現政権が行った閣議決定にのみ基づいていることは、教育基本法が禁止する特定政党を支持する政治教育に繋がることは明らかです。

組合は、有事法制化、公文書改ざん、国会における度重なる偽証、経済格差の助長、教育の国家統制の強化等、平和と民主主義に反する政治を推し進めた故安倍氏を、「国葬」に遇すことには反対します。

閣議決定当日、松野官房長官は記者会見で「国葬は国民一人一人に政治的評価や喪に服することを求めるものではない」とも述べています。しかし、現実には今後、「国民一人一人に哀悼の意や政治的評価が強要され、同調圧力が強まっていくこと」を国民の多くは知っています。過去の歴代首相経験者の死去に際しては、教育現場に「半旗の掲揚と黙とう」の要請が文科省から通知されました。今回の国葬についても同様の要請が出されると思われます。また、マスメディアを通じて、映像・音声の効果によって、安倍氏を「批判してはいけない偉い人」という価値観を拡大させ、子どもたちから批判的思考力を失わせる結果にもつながります。

以上から、組合は、9月27日に強行されようとしている「国葬」に反対するとともに、学校現場に広く弔意を示すよう通知される恐れがあることから以下のことを申し入れます。

- 安倍氏の「国葬」やそれに類するものにおける「訓話」、半旗の掲揚・黙とうその他いかなる形であろうと、市内学校園に通知・要請・依頼・働きかけを伝達しないこと。
- 国葬に対する保護者・子どもから不同意の意見が表明されたら誠実に対応すること。

以上